福祉施設等の使用ガイドライン

令和4年11月1日変更

健康長寿センター（南陽市赤湯215-2）の使用について、以下のとおりガイドラインを変更します。ご理解とご協力をお願い致します。

【利用条件】

〇利時はマスク着用、手洗い、手指消毒を行う。

〇「密閉」「密集」「密接」の三つの密を避け、最低１時間に1回は換気を行う。

〇人と人との間隔はできるだけ2ｍ、最低でも１ｍとること。

〇大きな声は出さない。

〇飲食可　※人と人との適切な距離を確保し、密にならないようにすること。極力、会話は控えること。会議、研修等に付随するものであること。

〇過去2週間以内に発熱や感冒の症状がなく、海外に訪問、帰省していないこと。

〇使用者は参加者名簿を作成し、提出すること。

〇使用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に感染した場合、速やかに届け出ること。

【健康長寿センター室ごとの使用条件】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 室　　名 | 最大使用人数 | 最大使用時間 |
| 健康教育室（大会議室） | 無制限 | 無制限 |
| 生活訓練室（和室） |
| 創作研修室（中会議室） |
| 交流スペース |
| 栄養指導室（調理室） |
| 診察室 | 一般使用不可　検診のみ利用可 | |
| 子どものひろば | 20人 | 2時間 |
| 清掃・消毒のため時間制限します | |

※使用可能な日時、部屋は南陽市社会福祉協議会までお問い合わせください。

申込・問合先：　南陽市社会福祉協議会（健康長寿センター内） 電話：0238-43-5888